

# 社会福祉法人日章福祉会 役員等の報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日章福祉会の役員等の報酬について定めるものである。

## (定義)

第2条 この規程において役員等とは、次の各号に定める者をいう。

- (1) 定款第15条に基づき選任された理事及び監事
- (2) 定款第5条に基づき選任された評議員
- (3) 定款第6条の規定による評議員選任・解任委員
- (4) 苦情解決事業による第三者委員
- (5) 本会の役員等は、非常勤とする。

## (役員及び評議員等の報酬)

第3条 役員及び評議員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 役員の報酬は、別表第1「役員の報酬」に定める額とする。
- (2) 評議員の報酬は、別表第2「評議員の報酬」に定める額とする。
- (3) 評議員選任・解任委員の報酬は、別表第3「委員の報酬」に定める額とする。
- (4) 役員等において、第三者委員は、無報酬とし、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1号及び第3号は適用しない。

## (報酬の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、業務を行った都度通貨をもって本人に支給する。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

## (重複支給の防止)

第5条 同一日において、当該役員等報酬規程による報酬等の支給の対象となる業務に複数回従事したときは、重複して支給しないものとする。

## (費用弁償)

第6条 役員等が、会議に出席する場合又は職務の執行のため出張する場合は、別表第4「旅費交通費」に定める旅費を支給することができる。

2 役員等が、その職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

## (役員等退職慰労金)

第7条 役員等が退任又は辞任するとき、退職慰労金を支給する。

- (1) 退職慰労金は、別表第4「退職慰労金」に定める算定式により算出される額とする。
- (2) 役員等の在任期間の計算にあたっては、1年単位とする。ただし、6ヶ月未満は、切り捨て、6ヶ月以上は、切り上げとする。
- (3) 退職慰労金の支給は、退任又は辞任後、2ヶ月以内に支給する。
- (4) 役員等において、評議員選任・解任委員及び施設、本部事務局の職を兼務する者には、支給しない。

## (改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

## (補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成29年7月1日より適用する。

## 附 則

この規程は、平成30年6月15日より適用する。

## 附 則

この規程は、令和2年11月1日より適用する。

別表第1（理事・監事の報酬）

(1) 理事

会議等の区分	日 額
理事会等会議への出席	12,000円
決議の省略を行った場合	6,000円
上記の他、施設の業務のための出勤	12,000円

(2) 監事

会議等の区分	日 額
監事監査等への出席	12,000円
理事会等会議への出席	12,000円
決議の省略を行った場合	6,000円
上記の他、施設の業務のための出勤	12,000円

別表第2（評議員の報酬）

役員等の区分	日 額
評議員会等会議への出席	12,000円
決議の省略を行った場合	6,000円
上記の他、施設の業務のための出勤	12,000円

別表第3（委員の報酬）

会議等の区分	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	12,000円
決議の省略を行った場合	6,000円
上記の他、施設の業務のための出勤	12,000円

別表第4（退職慰労金）

役員等の区分	算 定 式
理事・監事・評議員	5,000円 × 在任年数

別表第5（旅費交通費）

区 分	日 額
自家用車	1 km毎に37円
公共交通機関	実費
宿泊費	実費
必要経費	実費